

## 弁護士費用（報酬）の基準

### ◆費用の種類

着手金…事件の受任時に受ける、初動及びその後の事件処理の対価。

報酬金…事件の結果に応じて受ける対価。

実費…事務処理に必要な印紙代、切手代、コピー代、交通費など。基本的にはご負担いただきます。

### ◆以下はあくまでも**目安となる基準**であり、事案の内容に応じて増減することがあります。

詳しくは相談の際にご説明します。

金額は全て税込み表示です。

### 1. 相談

30分あたり	5,500円
①個人のご相談で、②交通事故、相続、離婚、生活トラブル等については、【初回無料】で承ります。無料対象かどうかはお問い合わせの際にご確認下さい。	
弁護士費用特約などの保険が使用できる場合や、法テラスによる相談費用援助が利用可能な場合は、保険会社もしくは法テラスへ相談費用を請求いたします（詳しくは相談の際にご説明しますが、相談者が相談料を支払うことはありません。）。	
刑事事件被疑者・被告人としてのご相談や、法人のご相談、個人でも事業に関するご相談の場合等は、原則として相談料をいただいております。	

### 2. 文書作成

	手数料
内容証明郵便	33,000円～
離婚協議書	110,000円～
遺言	110,000円～※

※遺言執行もご依頼いただく場合は報酬等をご請求いたします。

### 3. 事件処理における基本的な基準

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5.5%	11%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

#### 4. 交通事故

(1) 弁護士費用特約が使用できる場合※

経済的利益の額	着手金	報酬金
125万円以下の部分	11万円	22万円
125万円を超え300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5.5%	11%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

※ご契約の保険によっては、委任契約で定められた弁護士費用の一部が補償されない場合があります。  
その場合、保険で補償されない弁護士費用は、依頼者の負担となります。

(2) 弁護士費用特約が使用できない場合

着手金	110,000円～※	
報酬金	示談案の提示がない場合	回収額の16.5%
	示談案の提示がある場合	増加額の27.5%

※後遺障害の認定に対する異議申立てを行う場合、訴訟を提起する場合等は着手金を加算します。

#### 5. 離婚、男女問題、子をめぐり紛争

この種の事案は複数の手続を同時並行で行うことが多く、何をするかで費用は大きく変わります。詳しくはご相談時にご説明します。

(1) 交渉または調停

着手金	220,000円～
報酬金	220,000円～

(2) 訴訟

着手金	220,000円～
報酬金	220,000円～

(3) 慰謝料、財産分与などの財産給付を伴う場合

着手金	110,000円～
報酬金	回収額の11%等

#### 6. 債務整理（個人）

(1) 自己破産

着手金	220,000円～
報酬金	原則としてなし※

※過払金を取り戻した場合には、取り戻した額の22%（裁判による場合27.5%）

(2) 任意整理

着手金	55,000円～
報酬金	減額された債務の16.5%※

※過払金を取り戻した場合には、取り戻した額の22%（裁判による場合27.5%）

## 7. 刑事事件

着手金	220,000円～
報酬金	220,000円～※

※事件の内容や処分結果（起訴の有無や判決の内容等）により異なります。

## 8. 顧問契約

顧問料	33,000円～（月額）※
-----	---------------

※事業規模、毎月の相談時間などにより異なります。